

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備
及び運営に関する基準について（案）

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営に関する基準について（案）

1. 児童福祉法の改正について

子ども・子育て関連3法の制定により児童福祉法が改正され、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営について、国で定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることとされ、対象児童の明確化（小学校に就学している児童）の規定等が盛り込まれました。

2. 現状の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の運営基準について

平成19年10月19日付、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「放課後児童クラブガイドライン」を基本として運営しています。
※児童福祉法上の事業名は「放課後児童健全育成事業」、放課後児童クラブガイドラインにおいては「放課後児童クラブ」（本市でも同名称）という名称を用いています。

3. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営に関する基準の制定にあたって

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営に関する基準については、国が定める基準（省令）を踏まえ、市が条例を制定します。（児童福祉法第34条の8の2第1項）

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌（比べあわせて、良い方をとること）した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

4. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営に関する基準とその考え方

項目	国の示す基準の内容	輪島市の考え方
①従事する者 （職員） 従うべき基準	①児童の遊びを指導する者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者）であり、都道府県の研修を受講した者。 ②現に従事している無資格者に経過措置を設ける。	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を輪島市の基準とする。
②指導員数 従うべき基準	①1クラスにつき職員を2人以上配置し、うち1人以上は有資格者とする。 ②小規模クラブの職員の員数については、2人以上を原則とする。併設施設の職員が兼務可能な場合は1人でも可とする。ただし、専任の職員は有資格者とする。	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を輪島市の基準とする。
③児童の集団の規模 参酌すべき基準	①1つの集団の規模は、おおむね40人までとする。 ②おおむね40人を超えるクラブについては、児童を複数の集団（クラス）に分けて対応するように努める。 ③児童数は毎日利用する児童に、週のうち何日か一時的に利用する児童の平均人数を加えた数で捉える。	国の示す基準と同様に児童の集団規模はおおむね40人までとする。ただし、現在40名を超えているクラブについては、複数のクラブに分割するよう努めることとし、分割して運営する方法に依り難い場合には、児童の安全を確保できる体制の下で、1つのクラブの中で複数の児童集団へ分けて対応することに努めるものとする。 既存施設で児童数がおおむね40人を超えるクラブについては、一定の期間経過措置を設けて、国基準を満たすよう努める。

<p>④施設・設備</p> <p>参酌すべき基準</p>	<p>①専用室、専用スペースを設ける。</p> <p>②専用室、専用スペースの面積は、児童1人当たりおおむね1.65㎡/人以上とする。</p> <p>③静養スペースを設ける。</p>	<p>国の示す基準と同様に1人当たりおおむね1.65㎡以上とする。</p> <p>ただし、既存施設で基準を満たしていないクラブについては、経過的に対応をしていくこととする。</p> <p>国の示す基準と同様に静養スペースを設けることとする。ただし、設置するための余裕スペースがないクラブについては、体調が悪い児童がいる場合のみ、専用室の一部をカーテンなどにより仕切って静養スペースとするような方法を検討する。</p>
<p>⑤開所日数</p> <p>参酌すべき基準</p>	<p>①年間250日以上を原則とする。</p>	<p>本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を輪島市の基準とする。</p>
<p>⑥開所時間</p> <p>参酌すべき基準</p>	<p>①平日3時間以上、休日8時間以上を原則とする。</p>	<p>本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を輪島市の基準とする。</p>
<p>⑦その他の基準</p> <p>参酌すべき基準</p>	<p>「児童福祉施設の設備及び運営の基準」の総則に規定されている事項を踏まえる。</p> <p>「非常災害対策」</p> <p>「虐待等の禁止」</p> <p>「保護者、小学校等との連携等」</p> <p>「事故発生時の対応」</p> <p>等</p>	<p>本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を輪島市の基準とする。</p>